

最新版

これだけは知っておきたい

税金対策

サラリーマン・事業主の節税知識虎の巻

東 勇 幸 著

申告書の提出は三月十五日までにお願いいたします。

種類	控除の額	控除の氏名
所得から①までの控除の合計 ii 年末調整を受けたもの		
社会保険料控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
障害者、高齢者、寡婦、寡夫、勤労学生		
配偶者控除		
扶養控除		

雑損	損害の原因	損害年月日	損害を受けた人
控除	控除額は、 $(A) - (B) - \left(\frac{① + \text{退職所得金}}{\text{額}} \right) \times 10\%$		
医療費控除	医療を受けた人	続柄	病院・薬局など
寄付金控除	控除額は、差引 $A - B$	寄付先の所在地・名称	寄付金

住宅取得・住宅貯蓄控除

56年以後に入居した人は、17,000円→
55年以前に入居した人は、
(床面積) × 1千円

(税理士氏名)

東 勇幸著

最新版

これだけは知っておきたい

税金対策

フリーマン・事業主の節税知識虎の巻

著者略歴

東 勇幸（ヒガシ ユウコウ）

1926年熊本県に生まれる。旧制熊本語学専門学校（現熊本商大）中国語科卒業。立正大学経済学部編入卒業。昭和41年拓殖大学大学院商学研究科（経営財務論専攻）修了。大学卒業後、財務・国税両局および税務署等に勤務（元大蔵事務官）。退職後旧玉塚証券企業相談室に勤務。立正大学経済研究所研究員として学究生活に入る。この間三度にわたり、学術研究のため欧米に留学。経営学の分野で学位を取得。立正大学・熊本商科大学各講師、立正大学学園情報資料室長ならびに評議員、理事等を経て、現在、東会計事務所長、税理士。

《主要著書》「税金六法」「税金の話」「国債の話」「中小企業のための税務・経営対策」「税務調査の上手な受け方」「税金教室」ほか多数。

事務所：東京都大田区東雪谷 1 の 2 の 12

電話03—727—0724～5

新版 これだけは知っておきたい税金対策

©1982, Printed in Japan.

〈検印廃止〉

著 者 東 勇幸

発 行 者 小野沢公男

発 行 所 学校法人 産業能率大学出版部

東京都世田谷区等々力 6—39—15

（電話）東京 03（724）9101代表

（郵便番号）158

（振替口座）東京 0—44404

初 版 発 行 昭和56年 2 月 25 日

新 版 初 版 発 行 昭和57年 12 月 20 日

最新版初版発行 昭和59年 1 月 20 日

印 刷 所 東銀座印刷

製 本 所 豊 文 社

（乱丁・落丁はお取り替えいたします）

2034—04809—2752

最新版発行によせて

厳しい財政事情のため国民の生活は楽ではない昨今である。特に税金を払うのが重荷になってくる。この数年来、減税が行われていないので、税金の負担度を強く感じるようになった。それが「税金ばかり高くなって」という言葉になってあらわれる。税金を納めることは国民の義務であるが、いざ自分の負担で税金を納めるといふことになる、だれもなんらかの不平不満を口にする。税金に対して自分がいかに無知であるかを知らないで言っている場合も多いに違いない。

税法は、税金をどのようにして徴収するかを定めた法律である。だが、この税法の中のそれぞれの税金の仕組みをはっきりとつかんで使いこなす工夫が必要である。つまり、使いこなす知識を持っていないと、余計、税金を高いように感じる。収入は伸び悩み、支出は物価高で増える一方の経済低成長時代の武器は、なんといっても税に対する知識の集積であろう。税金に対する知識が節税を生み、税金を使いこなすことにもなる。

本書は、全体を四つの柱でまとめた。まず第一章は、正しい税金の知識を総合的に身につけることである。そこで日常生活に欠かせない税金についての知識高揚に努めた。第二章は、サラリーマンの家庭で日常生活に絶えず起こる一般的な税金を幾つかの項目にまとめてみた。つまり、サラリーマンの税金百科帳の役割をはたすように工夫した。第三章においては、だれもが一定の資産を有していれば、人間一生のうち一度は税金の洗礼を受けなければならない。そういう意味では最も関心の高い、しかも税金の負担度からみても比較的重い税金は、なんといっても相続税と贈与税である。したがって、この税金に対する種々の問題を項目別にとらえ、その処理のしかたを整理してみた。

また第四章においては、第三章と同じか、もしくはそれ以上の国民の生活と密接なかわり合いのある税金、すなわち不動産にまつわる昨今の税金対策は、著しくその活用を迫られている。この不動産についての税金は、サラリーマンはいうに及ばず一般事業主、会社役員、その他多くの国民に一番なじみの深い税金の一つである。この税金対策は、言い換えると衣食住にも匹敵する重要な生活基盤の上に立ったものと考えられる。この不動産にまつわる諸税金を、簡潔かつ体系的に、仮設例をもって説明することにした。

本書を利用して、必要な税金の仕組みや計算を、できるだけあなた自身のものにしてほしいのである。そうすることによって税金が身近なものとなり、必要な税金は自ら進んで計算し、納得の上で納めるという意識に目覚めていただけるならば、まことに幸いである。税法全般についてできるだけわかりやすく解説したつもりであるが、時に本書の中でいくつかの部分があれば、またの機会に補いたいと考えている。しかし、少なくとも現行税法の取り扱いはいくつ々網羅し、期待に添えるよう組み立てたつもりである。本書が国民の生活の中で避けて通れない税金対策に、いくばくかのお役に立ち得たならば執筆者として本望である。

今回、税法の部分改定に伴う改訂版の刊行に際しては、全面的に見直しを行い、一層の充実を図るよう万全を期した。なお、この改訂版の発行にあたっては、産業能率大学出版部次長・小野沢公男氏と、書籍編集担当の橋口啓一氏に大変お世話になった。改めておん礼申し上げる次第である。

最新版

これだけは知っておきたい

税金対策

サラリーマン・事業主の節税知識虎の巻

目次

まえがき

第一章 正しい節税知識を身につけよう

1 税金の果たしている役割.....2

(1) 福祉関係に果たしている役割 2

(2) 公共事業に果たしている役割 3

2 直接税と間接税とはどう違うか.....4

(1) 直接税と間接税どちらが得か 4

(2) 正しい節税知識を身につけよう 6

3 総合課税と分離課税どちらが得か 8

- (1) 高額所得者は分離課税が得 8
- (2) 計算例 9

4 年末調整と節税対策 11

- (1) 年末調整はなぜ必要か 11
- (2) 年末調整による節税 21

5 確定申告と節税対策 16

- (1) 確定申告により税金がもどってくる人 16
- (2) 五年前のものでも還付してくれる 17
- (3) 納めすぎた場合でも積極的に税務署へ 19

6 税金で困ったときの対策 20

- (1) 税務署長に請願書を提出する 20
- (2) 国税不服審判所に不服の申し立てをする 21

7

正しい申告をしないと認め税金がかかる

21

(1) 利子税 22

(2) 延滞税 22

(3) 過少申告加算税 22

(4) 無申告加算税 23

(5) 重加算税 23

8

微妙な税金のからくり

23

(1) 内縁の妻は配偶者控除が受けられるか 23

(2) 不動産取得税が減免される場合 24

(3) 借地権が使用貸借システムで無税になる 25

(4) 特別障害者には優遇措置がある 26

9

税制これからの問題点

27

(1) サラリーマンの必要経費の損得について 27

(2) 申告納税制度について 28

(3) 交際費について	30
-------------	----

第二章 サラリーマンの節税虎の巻

1 子供が生まれたときの節税	34
----------------	----

(1) 扶養控除が受けられる	34
----------------	----

(2) 医療費控除が受けられる	35
-----------------	----

(3) 医療費控除を受ける場合の注意点	36
---------------------	----

(4) 医療費控除の範囲は広い	37
-----------------	----

(5) 薬代も控除が受けられる	37
-----------------	----

2 退職所得と節税対策	38
-------------	----

(1) 失業保険金には税金がかからない	38
---------------------	----

(2) 退職したら確定申告をすること	38
--------------------	----

(3) 退職金の節税法	39
-------------	----

3 災害を受けたときの節税 40

(1) 災害に合ったら雑損控除を受けること 40

(2) 雑損控除を受ける場合の注意点 41

(3) 災害減免法に定める税金の軽減免除 41

4 寄付をしたときの節税 42

(1) 寄付をすると税金が安くなる 42

(2) 寄付金控除を受ける場合の注意点 43

5 扶養親族と税金 43

(1) 扶養家族は十二月三十一日現在で決める 43

(2) 勤務先へ扶養控除の申告書を出す 44

(3) 扶養親族の条件と注意点 44

(4) 所得と収入とは違う 45

6 意外なものに意外な税金がかかる 46

(1) 妻子の海外旅行には贈与税がかかる 46

7

給与以外の所得と税金

- (2) 社員の海外旅行には所得税がかかる 47
- (3) 海外出張と海外旅行の違いと注意点 48
- (4) もらって税金のかかるものとからないもの 49
- (5) 拾い物には所得税がかかるか 50
- (6) 遺失物の謝礼は一時所得になるか 51
- (7) ギャンブル所得にも税金はかかる 52

8

マイホーム建設と節税

- (1) 住宅貯蓄控除を活用する 62
- (2) 住宅貯蓄控除を受ける条件 64
- (3) 通勤手当と税金 57
- (4) 会社の費用で資格を取得した場合の税金 58
- (5) 不明瞭な所得には贈与税がかかる 59

(3) 共働き夫婦のローンの注意点 64

(4) 住宅取得控除を活用する 66

(5) 住宅ローン減税を活用する 67

(6) 親戚や兄弟から借金したときの注意点 68

9 主婦・学生のアルバイトと節税 69

(1) 控除対象配偶者の条件 69

(2) 年間七〇万円以下なら控除が受けられる 69

(3) 勤労学生も扶養控除の対象となる 71

10 ヘそくりと税金 72

(1) 妻のヘそくりには贈与税がかかるか 72

(2) 子供名義の預金には贈与税がかかるか 74

(3) 贈与に関する注意点 76

11 生命保険と節税 77

(1) 満期保険金の受取人は本人がよい 77

第三章 相続税と贈与税

- (2) みなし相続財産の放棄と贈与税 78

12 郵便貯金の利子と節税 82

- (1) 税金のかからない貯金 82
(2) 子供銀行の預貯金は非課税 82
(3) 非課税となる利子所得 83
(4) 節税を考えた貯蓄の三分法 84
(5) 普通預金の利子と税金 85

1 相続税のしくみ 88

- (1) 相続と遺贈の違い 88
(2) 相続税がかかる財産とは 88
(3) 相続税がかからない財産とは 90

2

- (4) 相続税を逃れる道は狭い 90
 - (5) 相続税はどのくらいの財産にかかるか 91
 - (6) 法定相続人とは 92
 - (7) 法定相続分とは 93
 - (8) 相続税は超過累進税率による 93
 - (9) 相続税の計算 94
 - (10) 相続税から差し引かれるもの 95
 - (11) 相続税の申告と納税 97
 - (12) 相続税の非課税ライン 98
 - (13) 相続財産の評価の仕方 99
 - (14) 配偶者の相続分の引き上げ 99
- 相続税のケース・スタディ.....101
- (1) 特別縁故者が財産を受ける場合 101
 - (2) 生命保険金の受取人が同時死亡した場合 103
 - (3) 退職手当金、弔慰金などの扱い 105

3

贈与税のしくみ

- (4) ローンの未払金が死亡で免除された場合 106
- (5) 配偶者が遺産分割前に死亡した場合 109
- (6) 遺産の分割とその計算方法 111

113

4

贈与税のケース・スタディ

- (1) 無償で土地を借りて家を建てた場合 117
- (2) 長男の名義で株式を買った場合 120
- (3) 住居を妻に贈与した場合 122
- (4) 離婚した夫から財産をもらった場合 125

117